

災害子ども教育支援 ②奨学金 Q&A

Q1 この奨学金の目的はどのような支援ですか。

A 日本ユネスコ協会連盟では、被災地の学校等の教育現場の復旧・復興や子どもの就学継続など、学習環境の整備・復興を支えることを目的に「災害子ども教育支援事業」を実施しています。本奨学金事業には、A・Bの2種類があります。支援対象要件をご確認ください。

- 奨学金 A は、激甚災害で被災し、父母の両方またはいずれかを亡くされた中学3年生を対象とした、高校進学および高校生活に必要な資金を支援する「ユネスコ協会・災害子ども教育支援奨学金」（奨学金 A）です。

奨学金 A

以下の(1) (2)の両方に該当する方が対象となります。

- (1) 申請締め切り日現在、中学3年次に在籍し、高校進学を希望する生徒
- (2) 2026年7月28日（災害発生日）時点で、令和8年熊本地震における激甚災害適用地に居住していた父母の両方またはいずれかが 令和8年熊本地震により、死亡または行方不明となった生徒。

- 奨学金 B は、父母や実際の保護者（学校に届けられている保護者）がご健在でも、住居の流失・損壊や保護者の失業・収入減などの理由によりご家庭の経済状況が悪化し、就学のための経済的支援が必要になった中学3年生を対象に、高校進学および高校生活に必要な資金を支援する「ユネスコ協会・災害子ども教育支援奨学金」（奨学金 B）です。

奨学金 B

以下の(1)に該当し、かつ(2)または(3)のいずれかに該当する方が対象となります。

- (1) 申請締め切り日現在、八代市立中学校に在籍し、高校進学を希望する中学3年生。
- (2) 申請締め切り日現在、令和8年熊本地震による被災を理由に、「令和8年度 八代市の児童生徒就学援助（被災児童生徒就学援助）」を受給している（支援認定を受けている）世帯の生徒であること。
- (3) 申請締め切り日現在、被災以外の理由で「令和8年度八代市児童生徒就学援助（準要保護）」を受給している（支援認定を受けている）世帯の生徒で、かつ罹災時に生徒が居住していた住宅が 令和8年熊本地震の罹災証明により半壊以上（※）の判定を受けた世帯の生徒であること。

※ 対象要件を満たし、期限までにすべての必要書類を提出した方は全員対象となります。

※ 父母の両方またはいずれかを亡くされた方は、「ユネスコ協会・災害子ども教育支援奨学金（給付型奨学金 A）」の対象になります。奨学金 A の募集要項をご確認ください。

※ 要保護者（生活保護受給世帯の生徒）は対象外です。

Q2 他の奨学金にも申請していますが、この奨学金にも申請できますか。

A 申請できます。他の奨学金を受けている場合も、申請対象となります。

災害子ども教育支援 ②奨学金 Q&A

Q3 申請手続きについて教えてください。

A 奨学金 A と奨学金 B で申請書類が異なります。 募集要項をご確認ください。

Q4 支援金は、いつ振込まれますか。

A 当連盟が申請書類を受領し、審査を完了した後、支援可否をご通知のうえ、支援が決定した場合に支援金をお振り込みします。振込時期については募集要項をご確認ください。

以上